

1 はじめに

(1) 経緯

職場における化学物質は、その種類が多様で、かつ、化学物質を取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は依然として後を絶たない状況にあること等を踏まえ、平成16年5月に「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」が取りまとめられた。同報告書は、化学物質の管理は、事業者が自ら当該物質の有害性等と労働者の当該物質へのばく露レベルに応じて生ずる健康障害の可能性及び程度について評価（リスク評価）を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本であるとしている。同時に、中小企業等では自律的な化学物質管理が十分でないこと等を考慮して、国自らも必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、製造等の禁止、特別規則による規制を行うなどの国によるリスク管理が必要であり、また、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、作業環境等のばく露関係情報を収集し、提供する仕組みが必要であるとしている。また、がん等の疾病は、化学物質へのばく露の後、長期間を経過して発症する場合があること等を考慮すると、職業性疾病が発生していない段階においても、化学物質に対する予防的取り組みを踏まえた管理が必要であるとしている。

さらに、平成16年12月27日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、国は、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容等のばく露関係情報等に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じることが必要であるとされている。

これらを受けて、平成17年5月に報告された「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、①国が行う化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の考え方及び方法、②リスク評価の結果に基づき国が講すべき健康障害防止措置及び③ばく露関係の届出について基本的考え方が取りまとめられた。

そして、平成18年1月に公布された改正労働安全衛生規則において、有害物ばく露作業報告が創設され、平成18年度においては、リスク評価対象物質として、①エピクロロヒドリン、②塩化ベンジル、③1, 3-ブタジエン、④ホルムアルデヒド及び⑤硫酸ジェチルの5物質について報告の対象とされた。

これらの物質の労働者の健康に及ぼすリスクを専門的に検討・評価するため、平成18年9月に「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」が設置され、平成19年4月、これらの5物質のリスク評価の結果をとりまとめ、公表を行った。

平成19年度においては、①2, 3-エポキシ-1-プロパノール、②塩化ベンゾイル、③オルト-トルイジン、④クレオソート油、⑤1, 2, 3-トリクロロプロパン、⑥ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）、⑦砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）、⑧フェニルオキシラン、⑨弗化ビニル及び⑩ブロモエチレンの10物質が、有害物ばく露作業報告の対象とされ、本検討会において引き続きこれらの物質の労働者の健康に及ぼすリスク等について、検討を行った。本報告書は、本検討会における平成19年度評価対象10物質のリスク評価の結果をとりまとめたものである。

（2）検討会参考者名簿

内山 巖雄 京都大学大学院工学研究科教授

江馬 真 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験センター総合評価研究室長

大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授

○櫻井 治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

清水 英佑 東京慈恵会医科大学名誉教授

本間 健資 社団法人日本作業環境測定協会研修センター所長

和田 攻 東京大学名誉教授

（○は座長）

（3）開催経過

第1回 平成19年6月20日（水）

- ・リスク評価対象物質の有害性評価及び評価値について

第2回 平成20年2月15日（金）

- ・ばく露実態調査の結果について
- ・リスクの判定と対策の方向性について

第3回 平成20年3月4日（火）

- ・報告書案の検討